

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業
業務委託

プロポーザル実施要領

令和8年2月

埼玉県蕨市

目次

1	要領の目的	1
2	本事業の目的	1
3	事業概要	1
4	プロポーザルの日程	1
5	参加資格	1
6	選定方法	2
7	参加申込及び提案について	2
8	審査	3
9	失格事項	4
10	契約	4
11	その他	4
12	連絡先	5

1 要領の目的

本要領は、蕨市が計画している蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業の業務委託の受注者を、プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

2 本事業の目的

生活必需品などの物価高騰に対する家計応援策として、市内の消費拡大と地域経済の活性化、市内事業者への支援につなげていくことを目的とする。

3 事業概要

(1) 名称

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業

(2) 利用期間

令和8年8月1日～令和8年10月31日

(3) 事業場所

蕨市内全域

(4) 事業内容

全市民に1人当たり7,000円の暮らし応援券「織りなすクーポン」を支給する。

(5) 応募価格要件

609,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度額とする。

うち、クーポン分は546,000,000円とする。

なお、参考見積書の金額が予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※上記上限額は予定価格ではなく、本業務に係るすべての費用を含むものとする。

応募者は上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

4 プロポーザルの日程

(1) 質問書受付・参加申請書受付開始	令和8年2月16日（月）
(2) 質問書提出期限	令和8年2月18日（水）
(3) 質問に対する回答（質問者に個別返答）	令和8年2月20日（金）まで
(4) 参加申請書及び企画書提出期限	令和8年2月25日（水）
(5) ヒヤリング及びプレゼンテーション	令和8年2月27日（金）
(6) 選定結果の決定	令和8年3月2日（月）

5 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 蕨市一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程に基づく一般（指名）競争入札参加資格者名簿（物品・その他）の登録があること。

ただし、下記の書類を令和8年2月25日（水）までに担当へ提出した者においては、この限りでない。

1. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
2. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
3. 法人市民税の納税証明書
4. 会社経歴書

※全て直近のものを提出すること。（コピー対応可）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 蕨市暴力団排除条例（平成25年施行）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 過去10年以内に埼玉県内の地方公共団体による商品券事業の元請実績を有していること。
- (6) ISMS適合評価制度及びプライバシーマークの認証を受けていること。又は同等の情報セキュリティ管理体制・規定を有し、それを証明できること。

6 選定方法

（1）実施方式

公募によるプロポーザル方式

（2）審査方法

ヒヤリング及びプレゼンテーション

※審査方法及び審査基準等は下記8のとおりとする。

7 参加申込及び提案について

（1）申込方法

次に掲げるものを持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

ア 参加申請書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 実績証明書（様式3）

エ 法人事業概況説明書

オ 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業業務委託企画提案書、実施体制調書、工程表、見積書及びその内訳が分かるもの（以下「企画提案書等」という）

（2）企画提案書等様式・制限枚数・提出部数

ア 企画提案書 正本 13部

※企画提案書は、A4版、両面カラー印刷30ページ以内とし、ページ番号を附すこと。

- イ 実施体制調書（任意様式A4で1枚程度）13部
- ウ 工程表（任意様式A4で1枚程度）
- エ 見積書及びその内訳が分かるもの（任意様式A4で計2枚程度）2部（2部作成するうちの1部については、事業者の所在地、名称、代表者職名、代表者、責任者、担当者を余白に記載すること。）

（3）申込期間

令和8年2月16日（月）から2月25日（水）12時00分まで（必着）

※提出された書類は、期間内のみ差し替えを可能とする。

（4）申込場所

蕨市役所 市民生活部 商工観光課（3階・14番窓口）

（5）企画案を求めるポイント

別添仕様書並びに8（2）審査項目に留意の上記載すること。特に下記の項目については、具体的な提案を行うこと。

ア 暮らし応援券「織りなすクーポン」について

- （ア）取扱店舗の周知方法など、利用者の利便性向上にどのように取り組むか。
- （イ）クーポンの管理・運営を実施するにあたって、安全性や不正対策等のセキュリティ面はどのようなものであるか。
- （ウ）実際に使用するクーポンの視認性や利便性はどのようなものか。
- （エ）実績報告書の内容はどのようなものであるか。

イ 取扱店舗について

- （ア）取扱店舗を少しでも増やすためにどのように取り組むか。
- （イ）換金手続きの利便性（入金の期間や頻度など）はどのようなものか。

ウ その他

- （ア）トラブルを回避するためにどのような点に留意するか。
- （イ）その他、蕨市にとって有益な提案があればご提案下さい。

（6）その他

原則として、企画提案書は1者1提案とする。

8 審査

（1）審査方法

ア 提出された書類について、実施要領及び提案書選定評価基準に基づき、ヒヤリング及びプレゼンテーションを実施し、選定委員会は（3）候補者特定手順で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

イ 提案者が多数となった場合は、提出された書類及び一般（指名）競争入札参加資格者名簿（物品・その他）の登録内容によりヒヤリング及びプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むことができるものとする。

ウ ヒヤリング及びプレゼンテーションの時間は1者につき45分程度を目安とする。ただし、機材準備（10分程度）、質疑応答時間（15分程度）を含むものとする。

エ ヒヤリング及びプレゼンテーション出席者は1社につき4名以内とし、受注した際の実務担当者を含むものとする。

(2) 審査項目及び配点

別添の提案書選定評価基準に基づき審査を行う。

(3) 候補者特定の手順

候補者は、審査委員の評点の合計点が最も高いものとする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会が採決し決定する。

なお、最低基準（評価員の合計平均点が150点以上）を満たす者がなかった場合は、再度公募を行う。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、選定委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

(4) 審査結果

審査結果を書面により通知するものとする。

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) ヒヤリング等に出席しなかったもの。ただし、ヒヤリング等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過したもの。

10 契約

候補者決定後、速やかに契約の手続きを行うものとする。その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

また、候補者が辞退又は協議した結果、契約の締結に至らなかった場合は、審査委員の評点が次に高い者を次点者とし、契約交渉の相手方とする。

なお、契約候補者の提案内容について、全てを実施することを確約するものではない。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類は、提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 蕨市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関するすべての文書（蕨市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示対象となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

- (4) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、蕨市と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 参加者は、候補者特定までの間に「5 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (6) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

12 連絡先

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

蕨市役所 市民生活部 商工観光課（担当 岩田・市川）

電話 048-433-7750

Email shouko@city.warabi.saitama.jp

以上